

2015年9月9日

社会的養護の必要な子どもたちを応援する議員連盟

## 次 第

於 衆議員第2議員会館 地下1階 第7会議室

15:00～16:00

1. 開会
2. 会長ご挨拶
3. 新役員選任
4. 厚労省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課  
大隈俊弥課長よりご説明
5. 矢満田社会福祉相談室 主宰・社会福祉士  
矢満田篤二氏より ヒアリング

「赤ちゃん縁組は三方良しの幸せ保証策、かつ、節税も顕著」

～産んだ人も育てる人も赤ちゃんも、みんな幸せになって～

6. 意見交換
7. 閉会

【民主党 社会的養護の必要な子どもたちを応援する議員連盟 役員(案)】

役職	衆・参	氏名
顧問	参議院議員	羽田雄一郎
	参議院議員	加藤敏幸
会長	衆議院議員	辻元清美
副会長	参議院議員	福山哲郎
	衆議院議員	山井和則
事務総長	衆議院議員	細野豪志
事務局長	衆議院議員	田嶋 要
事務局長代理	衆議院議員	岸本周平
事務局次長	参議院議員	西村まさみ
	参議院議員	森本真治

# 社会的養護の現状 施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
	区分(里親は重複登録有り)	養育里親	専門里親	7,489世帯	2,840世帯		3,526人	ホーム数
	養子縁組里親	親族里親	2,706世帯	223世帯	227人	委託児童数	993人	
			477世帯	460世帯	674人			

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	133か所	601か所	38か所	58か所	247か所	118か所
定員	3,872人	33,579人	1,779人	3,791人	4,936世帯	789人
現員	3,022人	28,183人	1,314人	1,524人	3,542世帯 児童5,843人	440人
職員総数	4,462人	15,920人	960人	1,769人	2,049人	519人

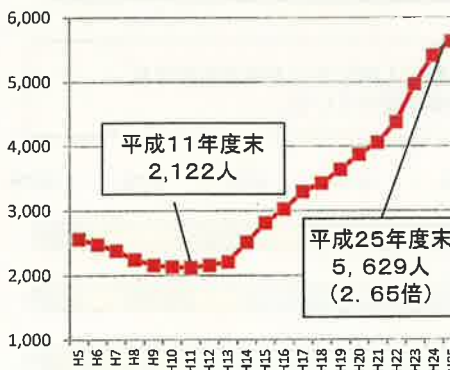
※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成26年3月末現在)  
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成26年10月1日現在)  
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成25年10月1日現在)  
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成26年3月1日現在)  
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	1,078か所
地域小規模児童養護施設	298か所

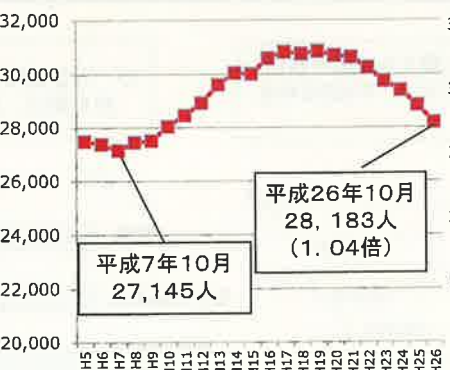
## 要保護児童数の推移

ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.7倍、児童養護施設の入所児童数は微増、乳児院が約2割増となっている。

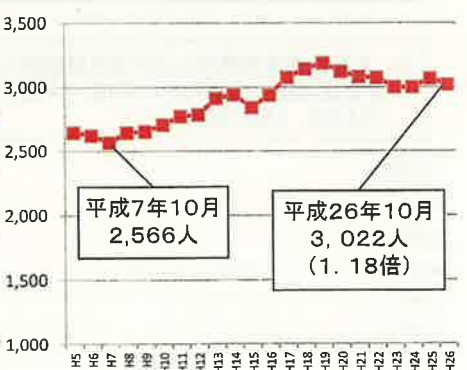
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

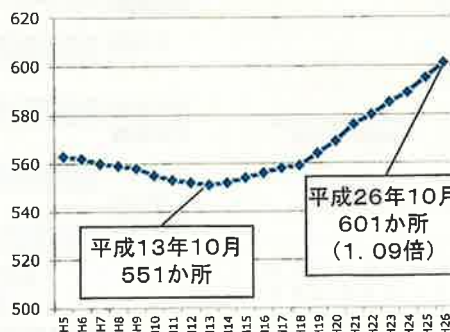


○ 乳児院の入所児童数



(注)児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ) 里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



# 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

## ① 児童養護施設の児童の年齢

単位:人数(人)、[ ] 構成割合(%)

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H25	H15	H4	S58	H25	H15	H4	S58
0歳～5歳	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	4,610 [14.4]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]	16,400 [51.2]
6歳～11歳	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	13,820 [43.1]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]	12,330 [38.5]
12歳～17歳	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	13,110 [40.9]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]	3,310 [10.3]
18歳以上	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	500 [1.6]	14 [0.0]	9 [0.0]	—	—
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均年齢	11.2歳	10.2歳	11.1歳	10.2歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳	6.0歳

注) 総数には年齢不詳を含む。

## ② 在籍児童の在籍期間

単位:人数(人)、[ ] 構成割合(%)

	H25	H15	H4	S58
4年未満	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]	17,880 [55.8]
4年以上～8年未満	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]	8,990 [28.1]
8年以上～12年未満	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]	4,190 [13.1]
12年以上	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]	980 [3.1]
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均期間	4.9年	4.4年	4.7年	4.3年

注) 総数には期間不詳を含む。

## ③ 児童の措置理由 (養護問題発生理由)

単位:人数(人)、[ ] 構成割合(%)

	H25	H15	H4	S58		H25	H15	H4	S58
(父・母・父母の)死亡	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	3,070[9.6]	(父・母の)就労	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]	220[0.7]
(父・母・父母の)行方不明	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	9,100[28.4]	(父・母の)精神疾患等	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]	1,760[5.5]
父母の離婚	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	6,720[21.0]	虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]	2,890[9.0]
父母の不和	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	630[2.0]	破産等の経済的理由	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]	
(父・母の)拘禁	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	1,220[3.8]	児童問題による監護困難	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]	
(父・母の)入院	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	4,090[12.8]	その他・不詳	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]	2,340[7.3]
児童養護施設(旧養護施設)入所児童等調査					総数	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]	32,040[100.0]

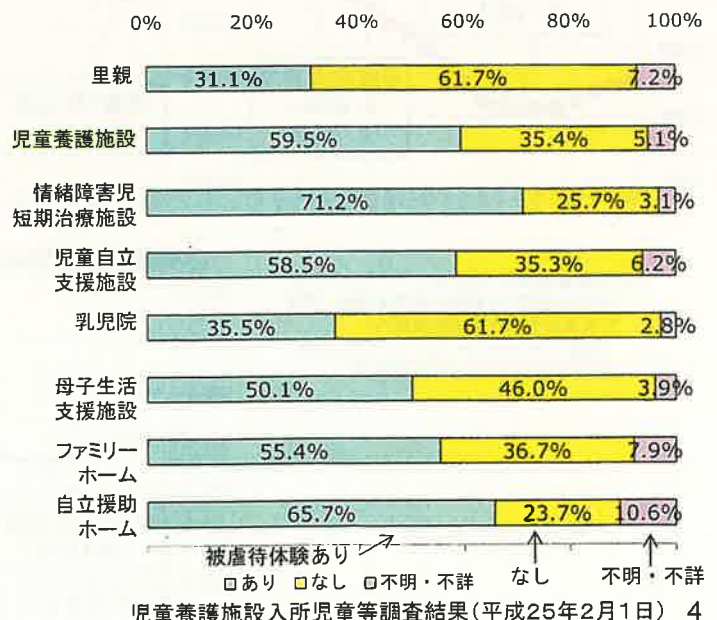
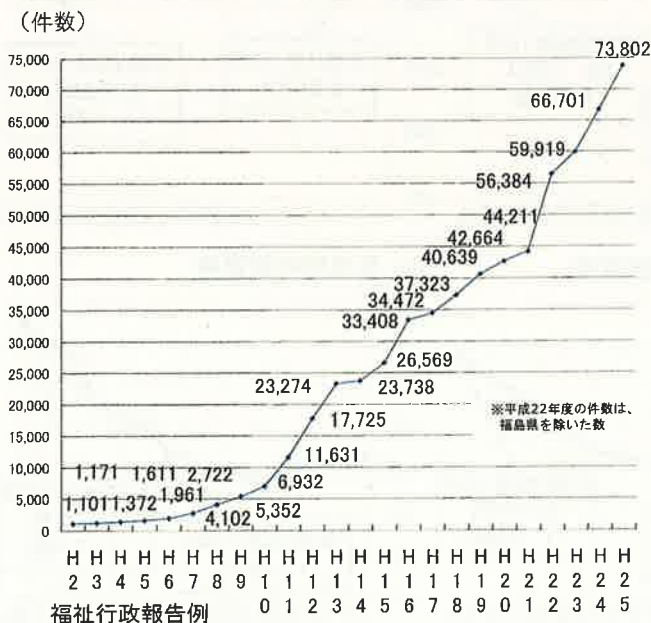
児童養護施設(旧養護施設)入所児童等調査

# 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

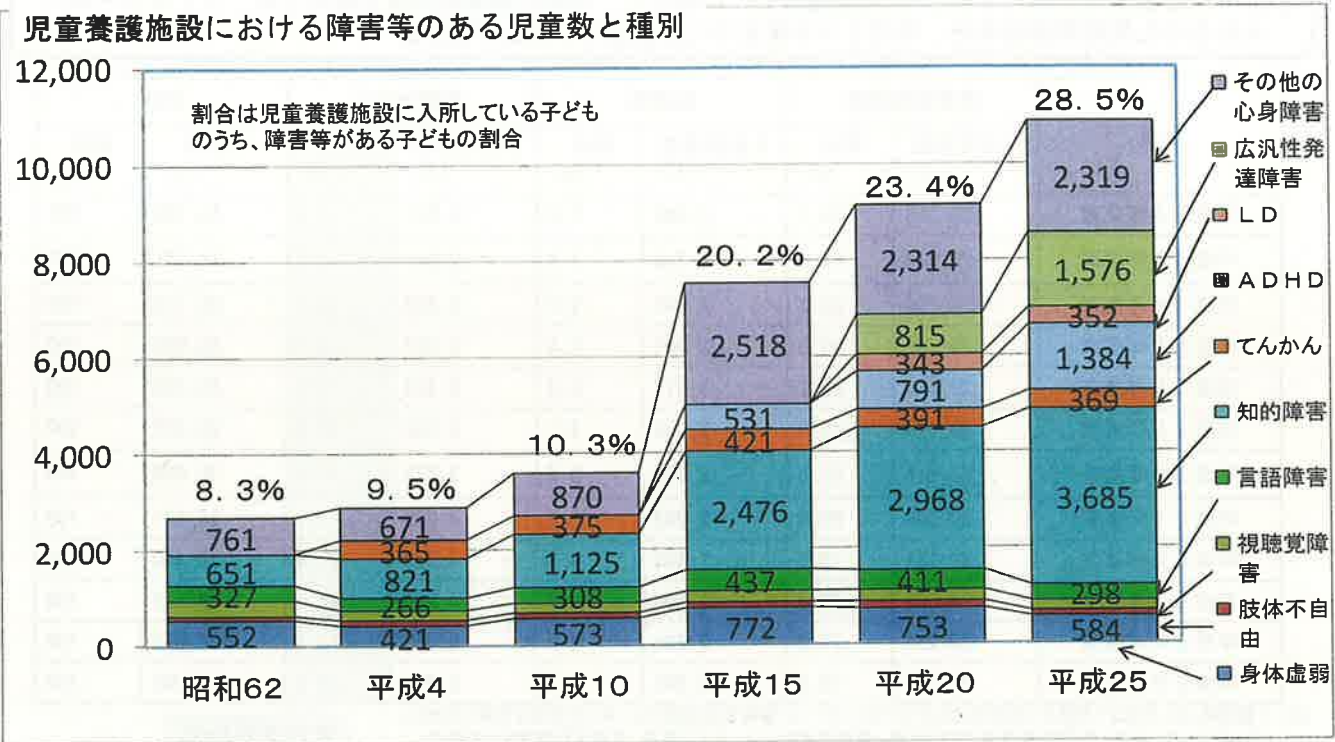
○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成25年度には約6.3倍に増加。

○ 児童養護施設に入所している子どものうち、約6割は、虐待を受けている。



# 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては28.5%が、障害ありとなっている。



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

# 里親制度の概要

○里親は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、

- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設、
- ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分
- ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親	専門里親	養子縁組を希望する里親	親族里親
対象児童	要保護児童	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

里親に支給される手当等

- 里親手当 養育里親 72,000円(2人目以降36,000円加算)  
(月額) 専門里親 123,000円(2人目以降87,000円加算)  
※平成21年度に引上げ(それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円)
- 一般生活費 乳児 56,830円、乳児以外49,290円  
(食費、被服費等。1人月額)(平成27年度)
- その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費等)

# 里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成26年3月末には15.6%に上昇
- 少子化社会対策大綱（平成27年3月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成31年度までに22%に引き上げる目標

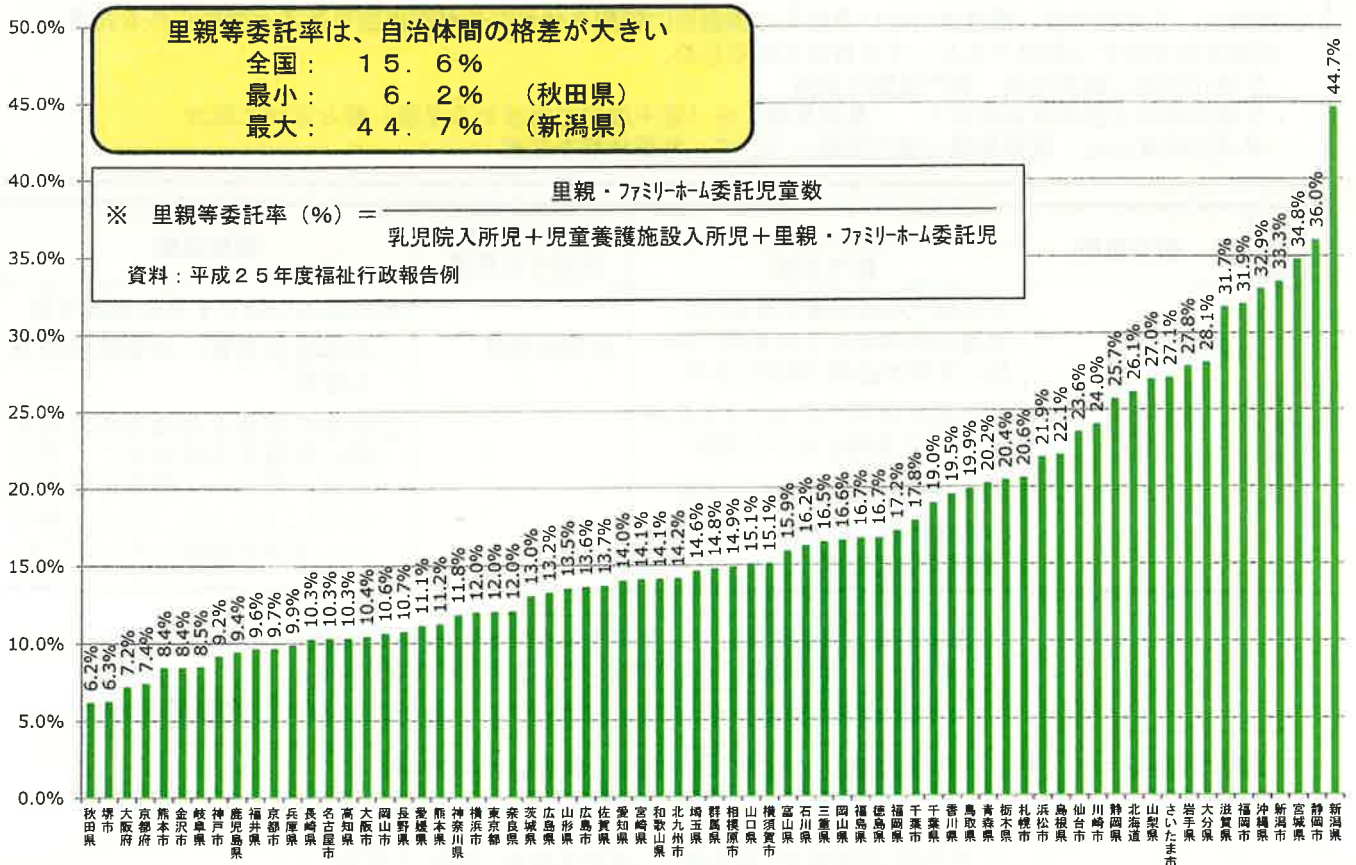
年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。  
ファミリーホームは、平成25年度末で223か所、委託児童993人。多くは里親、里親委託児童からの移行。  
※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。  
(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在)

里親等委託率

## 都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成25年度末）



## 里親委託推進の取組事例

### 具体的な取組み事例（福岡市）

○平成16年当時、福岡市内の児童養護施設は満杯。児童養護施設を新設するにしてもお金も時間もかかる。「施設がいっぱいなので、行き先確保のために里親を増やそう」

○平成16年12月、日本子どもの虐待防止研究会福岡大会が開催。子どもの課題に取り組むネットワークづくりを行っているNPO法人が市民フォーラムを関連事業として開催。2日間で1,000人の市民が集まる。それを目の当たりにした行政は「里親開拓にNPO法人のネットワークを活用できないか？」と考え、「里親制度普及促進事業」を委託

#### NPO

○最初にイメージを作る。事業名を「新しい絆プロジェクト」、実行委員会の名称を「ファミリーシップふくおか」（「里親＝暗いイメージ」を払しょくし、明るく、素晴らしいイメージに。→プロのデザイナーとコピーライターに依頼）  
○里親を知ってもらおう市民フォーラムの開催。広報啓発は分かりやすく、親しみやすいイメージで統一、感動でつながっていく仕組みづくり（音楽・絵本の朗読から、里親の体験談に）、里親だけでなく協力者も募集（協力者になることで市民意識が醸成）、子どもプログラム（子どもが参加したいと大人も付いてくる）  
⇒参加者に、「子どもは、みんな社会の子」という認識が生まれた。  
社会的養護の社会化 がはかられる。

#### 児童相談所

○児相職員の意識の変化  
「まず里親を探そう」  
職員の「里親に委託して良かった」という成功体験によって、里親委託優先の意識が高まる。  
しかし、施設には、心理士などの専門職がいるが、里親家庭の場合はすべて児童相談所が行うことになるため、里親委託は大変。

○里親委託率が上がると、里親への委託児童数が増える。

里親家庭内において、子どもや里親の様々な問題や課題が頻回に発生。児相では、毎日、毎週が里親、里子のニーズに沿った相談支援の連続になった。里親家庭への支援体制が欠かせない。このため、児相に里親支援の専従班をつくり、里親制度だけに専念できる組織及びケース数に応じた相談支援職員を配置し、体制を整備。

#### まとめ

NPOの力を活用して感動やイメージづくりを行い、協力者を募集するなど市民参加型の普及活動を広く市民に働きかけるとともに、児童相談所に里親支援専従班を配置するなどの支援体制の強化を行うことにより、里親委託率の増加を行った。

9

### 具体的な取組み事例（大分県）

○平成12年～13年当時、児童養護施設等が満杯。県として、要保護児童の措置先の選択肢の乏しさや集団生活に適應できない子の存在があった。平成14年の国による里親制度の改革があり、「子どもの最善の利益を確保する」という児童の権利条約に基づいた視点から、児童相談所内で里親制度の有効性を取りまとめることとなった。

○里親委託の成功体験を共有。里親委託してみると子どもたちの表情などに変化が見られ、有効と考えるようになった。これが児童相談所全体にとって「里親委託の成功体験」につながった。大分県では、児童福祉司を専門職にしていなかったが、児童相談の経験を持つ者をスーパーバイザーの立場で再度赴任させるなど、児童相談所の専門性の確保に努め、組織的に里親委託を推進した。

○施設との連携・相互理解を県の事業展開の大きな柱に。乳児院や児童養護施設との理解を得るとともに施設による里親への支援が不可欠と考え、児相の呼び掛けで施設職員が里親研修に参加。里親への肯定的理解が高まる。

○大分県では、一中学校区に一里親家庭を目標に、平成17年度から里親制度説明会を全市町村で継続的に開催。市町村広報の2～3週間後に説明会を実施すると人が集まりやすい。真剣に考えて里親になってくれる人にとりかかりとした情報を届ける。併せて市町村へ継続的にアプローチ。

○里親支援を丁寧に行う。里親制度にかかわる児童相談所の人員を増やし体制強化（里親専任職員の配置）  
里親専任職員を置くことで専門性の向上、里親研修やレスパイトケア、里親登録証の発行など。

○里親の社会的養護の担い手としての意識を高める。里親会への里親サロンの委託や措置費の請求を里親自身が行う取り組み。

#### まとめ

里親になることを真剣に考える人に対象を絞り、参加者の興味や理解にあわせて情報を届ける活動および里親専任職員を置くなどの児童相談所の里親支援体制の強化を、10年間かけて、着実に継続的に行うことにより、里親委託率の増加を行った。

10

# 施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

## より家庭的な養育環境

### 児童養護施設

大舎(20人以上)、中舎(13~19人)、小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員は施設長等のほか  
就学児童5.5:1(→4:1)  
3歳以上4:1(→3:1)  
3歳未満2:1  
\*( )は27年度予算

601か所  
定員33,579人  
現員28,183人

### 地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人 職員2人+非常勤1人+管理宿直  
26年度298か所→31年度目標390か所

### 小規模グループケア

(本園ユニットケア) (分園型)  
本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6~8人(乳児院は4~6人)

職員1人+管理宿直を加算

26年度1,078か所→  
31年度目標1,870か所(乳児院等を含む)

### 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5~6人

養育者及び補助者合わせて3人

25年度223か所  
→31年度目標520か所  
→将来像1,000か所

### 里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童4人まで

登録里親数	9,441世帯
うち養育里親	7,489世帯
専門里親	652世帯
養子縁組里親	2,706世帯
親族里親	477世帯

委託里親数 3,560世帯  
委託児童数 4,636人

→31年度目標  
養育里親登録9,800世帯  
専門里親登録850世帯

### 乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

133か所  
定員3,872人、現員3,022人

里親等委託率 =  $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$

26年3月末 15.6% → 31年度目標 22%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1

児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

### 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

児童養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

26年度118か所  
→31年度目標190か所

※「31年度目標」は、少子化社会対策大綱

登録里親数、委託里親数、FHホーム数、委託児童数は、平成26年3月末福祉行政報告例。

施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数、平成26年10月1日家庭福祉課調べ

## 家庭的養護推進計画と都道府県推進計画

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

### 家庭的養護推進計画

各施設(※1)が都道府県からの要請に基づき、定める計画

- ・都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。
- ・家庭的養護推進計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。
- ・家庭的養護推進計画の対象とする期間、推進期間(※2)のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

※1 各施設：児童養護施設、乳児院

※2 推進期間：平成27年度を始期として平成41年度までの15年間

### 都道府県推進計画

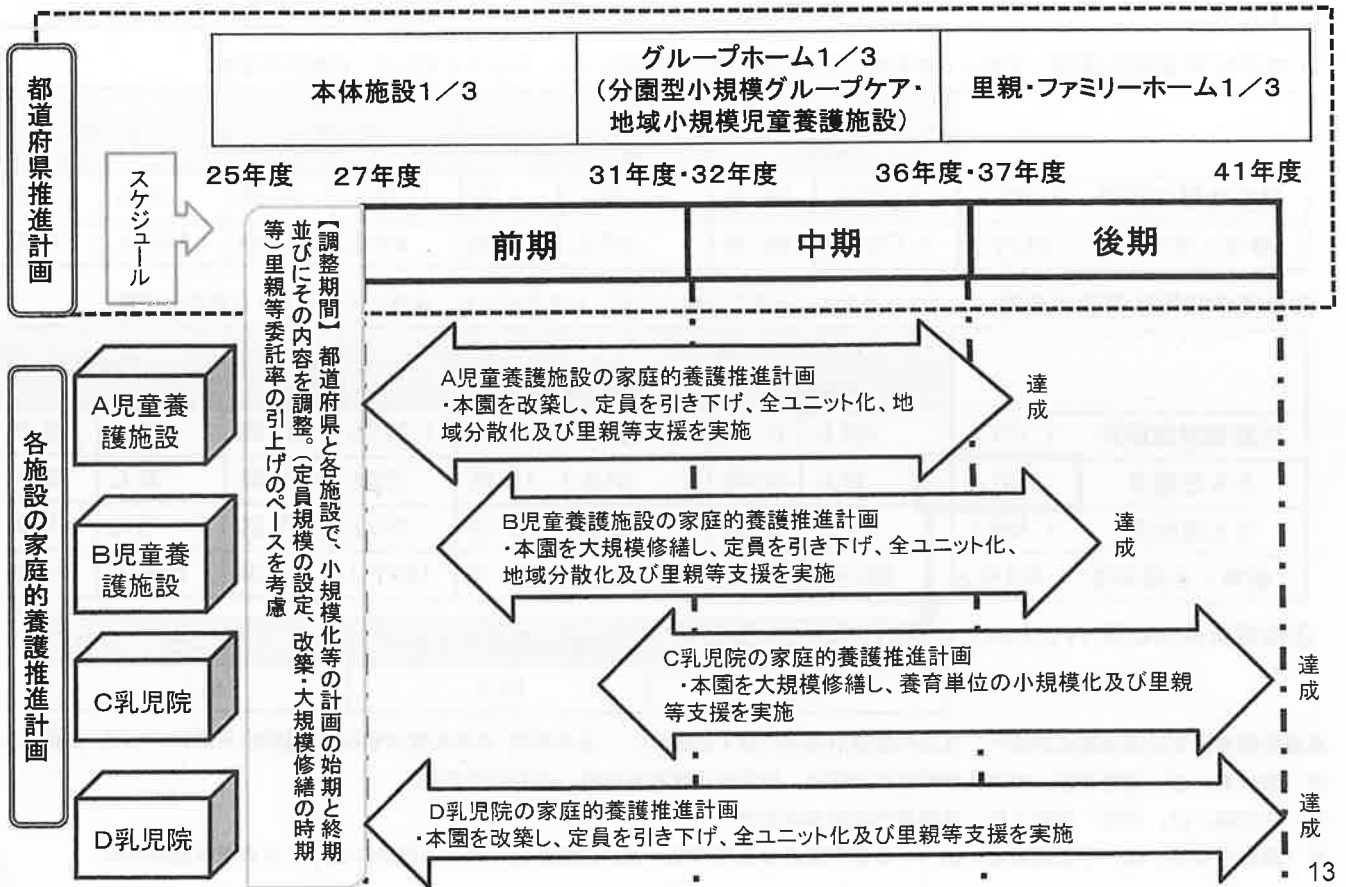
都道府県が調整を行った上で定める平成27年度を始期とした計画(※3)

- ・推進期間(※2)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定した上で、推進期間を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。
- ・平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。
- ・指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

※3 都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定。



## 「都道府県推進計画」と「家庭的養護推進計画」の関係



13

## 自立支援の充実

### ①自立生活能力を高める養育について

- ・ 安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うことが必要

### ②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

- ・ 就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実や、大学等進学支度費、就職支度費の大幅な増額が必要
- 平成24年度から、a. 就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給(26年度:56,570円)、b. 就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善(216,510円→26年度:276,190円)
- 平成27年度予算で、a. 児童養護施設入所児童等に対する学習支援(小学生に対する学習ボランティア・高校生に対する学習塾代等)を充実、b. 自立援助ホーム入所者について、就職支度費の支弁対象に追加

### ③措置延長や、自立援助ホームの活用

- ・ 生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用
- ・ 児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき
- 平成23年12月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知(児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数 H22:153人→H23:182人→H24:263人→H25:231人)
- ・ 自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備を推進(H22:73か所→H26:118か所)

### ④アフターケアの推進

- ・ 平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定
- ・ 児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備
- ・ 退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
- 平成27年度予算でアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置
- ・ 身元保証人確保対策事業の活用
- 平成24年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とした。
- ・ 奨学金の情報を施設団体に整理し、各施設へ提供

14

# 進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路（平成25年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進学				就職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,388人	2,279人	95.4%	43人	1.8%	30人	1.3%	36人	1.5%
(参考) 全中卒者 1,193千人	1,173千人	98.4%	4千人	0.4%	4千人	0.4%	10千人	0.8%

② 高等学校等卒業後の進路（平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進学				就職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,721人	197人	11.4%	193人	11.2%	1,221人	70.9%	110人	6.4%
うち在籍児 231人	43人	18.6%	31人	13.4%	122人	52.8%	35人	15.2%
うち退所児 1,490人	154人	10.3%	162人	10.9%	1,099人	73.8%	75人	5.0%
(参考) 全高卒者 1,047千人	563千人	53.8%	242千人	23.1%	183千人	17.4%	60千人	5.7%

③ 措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
87人	83人	61人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成26年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

# 施設の人員配置の課題と将来像

施設種別	～23年度	24年度～26年度	27年度予算 （「社会的養護の課題と将来像」 の目標水準）	直近の改正時期 （措置費）
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： 1.7:1 1・2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1 小学校以上： 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児： 1.6:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児 4:1 小学生以上： 5.5:1	児童指導員・保育士 0・1歳児： 1.3:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 3:1 小学生以上： 4:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1.7:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1.6:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1.3:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 3:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 5:1 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 4.5:1 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 3:1 心理療法担当職員 7:1	昭和51年
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 5:1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 4.5:1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 3:1 心理療法担当職員 10:1	昭和55年
母子生活支援 施設	母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人  少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人  少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人  少年指導員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人	昭和57年

平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議  
『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』(抄)

1. 量的拡充 (別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3)社会的養護関係	121億円

4. 質の改善 (社会的養護関係)

⑨項目のうち全部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの  
項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの  
内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容  
所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.6:1→4.1:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施—平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円)
	民間児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の+5%等) ※職員給与の改善 まずは+3%→+5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

17

平成28年度社会的養護関係予算概算要求の概要

社会的養護の推進 1,188億円 → 1,229億円 【一部推進枠41億円】

〔 児童入所施設措置費等 : 1,078億円  
児童虐待・DV対策等総合支援事業 : 79億円  
次世代育成支援対策施設整備交付金 : 63億円 など 〕

(1) 施設における家庭的養護の推進

○ 児童養護施設の小規模化等の推進【一部事項要求】

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料加算の引き上げや施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。  
なお、社会保障の充実については、予算編成過程で検討する。(事項要求)

<社会保障の充実>

【量的拡充】 受入児童数増への対応
【質の向上】 ① 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置 ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ③ 民間児童養護施設等の職員給与の改善(平均+3%相当→+5%相当、里親・専門里親手当の増額) など

〔児童入所施設措置費等〕  
〔次世代育成支援対策施設整備交付金〕

○ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施【拡充】

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

また、児童相談所及び一時保護所における児童の心理的負担の軽減を図るための必要な環境改善を図る。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

## (2) 里親委託の推進等

### ○ 里親支援機関事業の拡充【一部新規】

里親制度の広報啓発等による新たな養育里親等の開拓、里親等による相互交流、未委託里親に対する委託に向けたトレーニングなどを行う。

また、共働き家庭における里親委託の促進を図るため、里親支援機関における土日の相談体制を整備するとともに、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりについて、里親に対する養育に専念するための休暇や在宅勤務制度など、企業等が独自の取組を実施する場合の支援や課題の分析・検証を行い、その成果を全国的に普及拡大するための取組を新たに実施する。

さらに、里親支援機関の活用による里親委託から里親支援までの一貫した総合的な支援体制の構築を図る。

[児童虐待・DV対策等総合支援事業]

### ○ 里親委託児童が通院する際の交通費加算の創設

障害や重篤な虐待による心理的ケアが必要な児童が増加していることから、里親委託児童が医療機関に通院する際の交通費加算を創設する。(事項要求)

[児童入所施設措置費等]

### ○ 施設入所児童家庭生活体験事業の充実

施設入所児童が週末や夏季休暇等の期間を利用して、里親または里親になることを希望するボランティア家庭等で家庭生活を体験する施設入所児童家庭生活体験事業の充実を図り、児童の受入を促進するとともに、新規里親開拓・養成を図る。(事項要求)

[児童入所施設措置費等]

## (3) 被虐待児童等への支援の充実

### ○ 児童家庭支援センター運営等事業の推進【拡充】

- ・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図るとともに、相談件数や心理療法の実施状況等の事業量に応じた補助方式を導入する。
- ・ 退所児童等アフターケア事業及び児童養護施設の退所者等の就業支援事業のか所数の増を図るとともに、児童養護施設等退所後の自立支援のあり方について、自立援助ホームのあり方を併せて検討し、必要な措置を講ずる。

[児童虐待・DV対策等総合支援事業]

### ○ 家庭支援専門相談員の複数配置

施設に配置される家庭支援専門相談員について、施設の規模に応じ2名配置を可能とすることにより、親子関係再構築支援の充実を図る。(事項要求)

[児童入所施設措置費等]

19

### ○ 情緒障害児短期治療施設の設置の推進【新規】

心理的な課題を抱える被虐待児童を適切に支援するため、情緒障害児短期治療施設の設置を推進する。(医師の person 費の充実(事項要求))

[児童入所施設措置費等]

### ○ 児童養護施設等の職員の人材確保対策

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設において、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費について補助等を行う。

[児童虐待・DV対策等総合支援事業]